

人権 それは 愛

6月

無戸籍の問題について ～無戸籍者について知っていますか

戸籍とは、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度です。

日本では子どもを出産した場合、法律に基づいた届け出を行うことにより、その子どもが戸籍に記載される規定となっています。しかしながら、何らかの理由により出生の届け出が行われない場合、戸籍に記載されない無戸籍者となってしまいます。このことにより、住民票も作成されず、教育や行政サービスが十分に受けられない、住む場所や就労の機会を失うなど、社会生活上の様々な不利益が生じ、深刻な問題となっています。

無戸籍者となる原因の多くが、国において法改正の議論が進められている「離婚後300日問題」にあります。現在の民法では、離婚後300日以内に生まれた子どもは前夫の子と推定されます。子が別の男性との間の子どもであっても前夫の子として戸籍に記載されます。そのことで、前夫の子どもと推定されることを避けるためや、DV(ドメスティックバイオレンス)等により前夫に子どもの存在を知られたくないなどの理由により、出生届の提出をためらう人がいることがわかっています。

あなたの周りに、戸籍や住民票が無く、学校へ進学できない、健康保険への加入ができないなどの社会生活が困難なことに悩んでいる人はいませんか。

全国の法務局・地方法務局及びその支局または市区町村の戸籍窓口では、無戸籍解消のための相談

8月

戦争と人権について

20世紀におきた二度の世界大戦では、多くの人の尊い命が失われるとともに、人権が踏みじられるような出来事も多く発生しました。このような経験から、国際社会では、人権を守ることが世界平和にもつながる、といった考え方が主流になっていきました。そこで、1948年(昭和23年)12月10日、国際連合第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

しかしながら、戦争や紛争は今も世界各地で起き、人権が守られていない人々がいます。現在においても民間人が暴行・虐殺されたとの報道があるなど、極めて重大な人権侵害行為が発生しています。

自分たちこそが正しいという一方的な考え方は、対立を生み出し、争いに発展させます。考え方が違って、相手の立場を尊重し、思いやり、対話していくことが必要です。

ぜひ、あらためて「平和」と「人権」の大切さを考えてみてください。

埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

12月

合理的配慮をご存じですか？ ～共生社会の実現のために

合理的配慮という言葉を知っていますか？

合理的配慮とは、障がいのある人が社会の中で出会う困りごと・障壁を取り除くための調整や対応のことです。合理的配慮の例としては、段差があって入れないお店や電車でスロープなどを使って補助することや視覚障がいのある人のために拡大文字や点字で資料を作成したり、読み上げて伝えたりするなどが考えられます。その内容は、障がいの特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」では、国及び地方公共団体や事業者に対して、障がいのある人から対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。これを合理的配慮の提供といいます。また、2021年にこの法律が改正され、それまで努力義務だった事業者の合理的配慮の提供が法律の公布から3年以内に義務化されることになりました。

社会全体として合理的配慮の提供が当たり前になることにより、全ての人が尊重され、障がいのある人とない人が、お互いに理解しあっていくことが共生社会を実現させていくのではないのでしょうか。皆さんも合理的配慮について、できることを考えてみませんか。

障害者基本法では、12月3日から9日までの期間を障害者週間と定めており、また埼玉県では、12月4日から10日までの期間を「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」として定めています。



3月「部落差別について正しく理解しましょう」

部落差別は、日本社会の歴史的過程で作られた身分制度によって、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、住居、職業や結婚などで差別を受ける、我が国固有の重大な人権問題です。

埼玉県において、令和4年7月8日に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。この条例は「全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」とし、「図書、地図その他資料の公表又は流布、結婚や就職に際しての身元調査、インターネットを使った情報提供その他の行為により部落差別を行ってはならない」など、県、県民、事業者の責務を定めております。しかしながら、戸籍の不正取得による身元調査や、インターネットを使った誹謗中傷などの人権問題が後を絶ちません。

また、部落差別をいまさら取り上げる必要はなく、そっとそのまま放置しておけば時間の経過とともに自然に解消する「寝た子を起こすな」という誤った考え方では部落差別を解消することができません。

私たち一人ひとりが、部落差別を自分の問題として受け止め、考え、行動することが大切です。差別を決して許さないという強い気持ちを持ち、学んだことを正しく伝え、差別の無い社会の実現に向けて行動しましょう。



第32回埼玉人権を考えるつどい

日時:令和5年10月5日(木)
9:30~16:00

場所:越谷コミュニティセンター



埼玉12市町

- ・三郷市 ・八潮市 ・越谷市 ・吉川市
- ・春日部市 ・杉戸町 ・宮代町 ・松伏町
- ・久喜市 ・幸手市 ・蓮田市 ・白岡市



発行 埼玉人権施策推進事務研究会

担当 蓮田市教育委員会生涯教育課

蓮田市庶務課

電話048(768)3111(内線:176)

電話048(768)3111(内線:296)